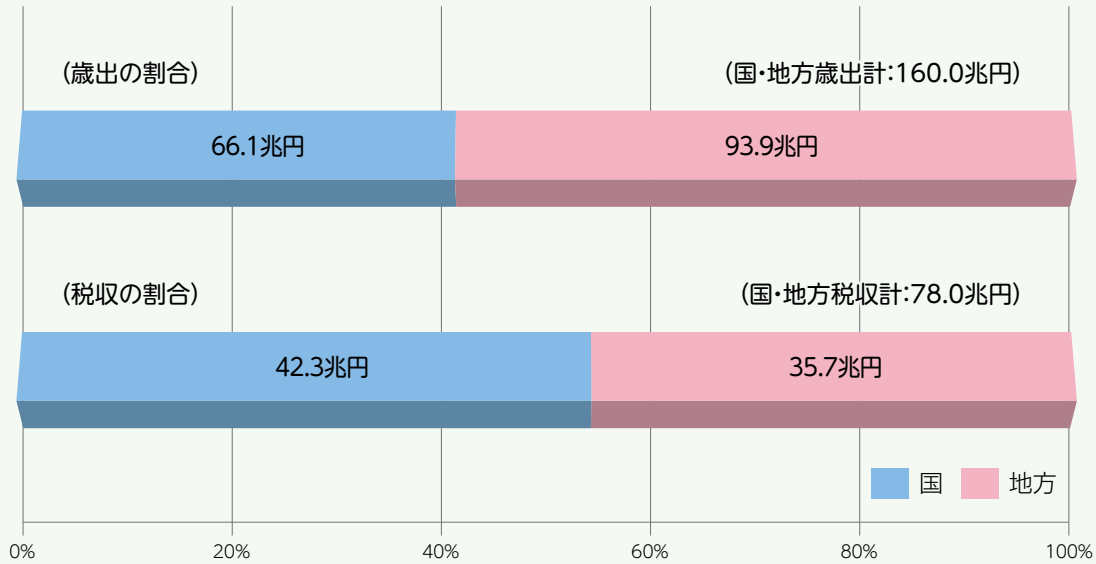


地方分権参考資料

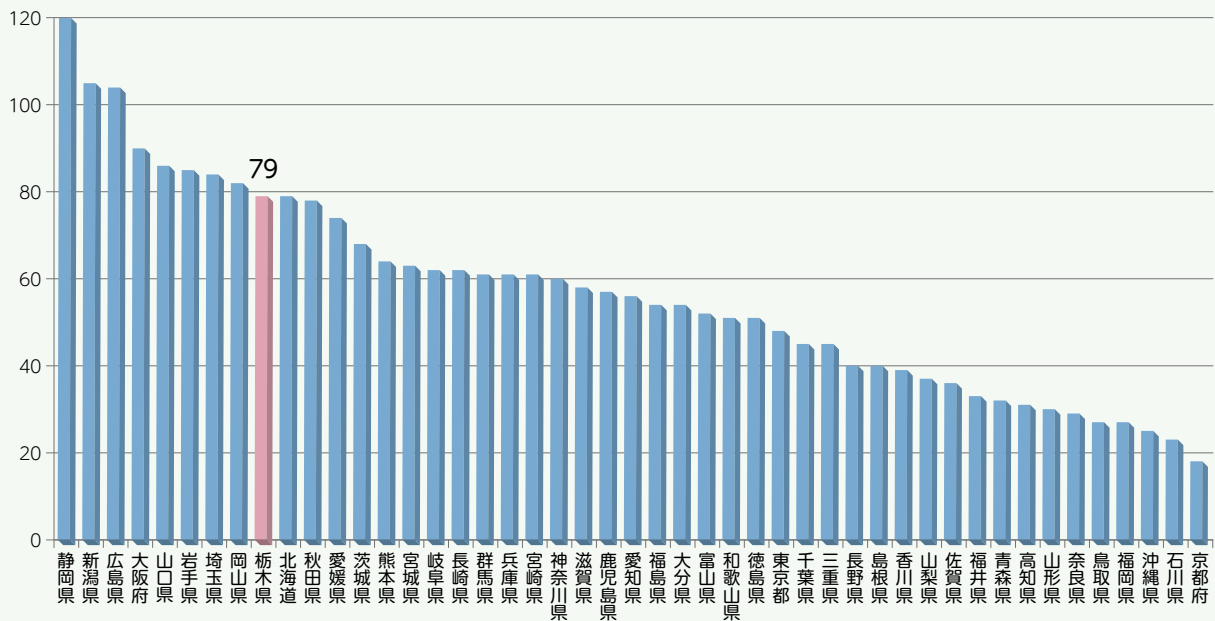
◇グラフ1：国・地方の歳出・税収の割合（平成22年度決算）



(出典：総務省「平成24年版「地方財政の状況」の概要」「国税・地方税の税収内訳」(平成22年度決算))

◇グラフ2：特例条例に基づく都道府県から市町村への権限移譲の状況<法律数>

(平成24年4月1日現在)



(出典：一般社団法人地方行政調査会調査「市町村への事務移譲の実施状況調べ」)

地方分権改革の動向

1 第一期地方分権改革

- ◇平成 5年 6月 [地方分権の推進に関する決議] (衆参両院決議)
- ◇平成 7年 5月 [地方分権推進法] 制定 (7月施行)
- ◇平成 8~10年度 地方分権推進委員会「第1次勧告」~「第5次勧告」
- ◇平成10年度 [地方分権推進計画]「第二次地方分権推進計画」(閣議決定)
- ◇平成11年 7月 [地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)]
制定 (475法律の改正) (平成12年 4月施行)
 - ・機関委任事務制度の廃止及び事務区分の再編成(自治事務・法定受託事務)
 - ・国と地方の役割分担の明確化
 - ・権限移譲の推進(事務処理特例制度の創設)
 - ・国の関与等の見直し(廃止・縮減・類型化・法定化) 等

- ◇平成13年 6月 地方分権推進委員会「最終報告」
- ◇平成16~18年度 三位一体の改革
 - ・国庫補助負担金改革(廃止・縮減) 約▲4.7兆円
 - ・国から地方への税源移譲 約 3.0兆円
 - ・地方交付税改革(交付税+臨財債) 約▲5.1兆円

2 第二期地方分権改革

- ◇平成18年12月 [地方分権改革推進法] 制定 (平成19年 4月施行) (H22.3.31期限)
- ◇平成19年 3月 [地方分権改革推進委員会] が内閣府に発足 (以下「分権委」)
- ◇平成20年 5月 分権委「第1次勧告」
 - ・国と地方の役割分担の基本的な考え方
 - ・都道府県から基礎自治体への権限移譲の推進 (64法律359事務) 等
- ◇平成20年12月 分権委「第2次勧告」
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (4,076条項)
 - ・国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大
- ◇平成21年10月 分権委「第3次勧告」
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (第2次勧告のうち892条項)
- ◇平成21年11月 分権委「第4次勧告」
 - ・地方税財政改革
- ◇平成21年12月 [地方分権改革推進計画] (閣議決定)
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (第3次勧告の一部: 121条項)
 - ・国と地方の協議の場の法制化 等
- ◇平成22年 3月 [地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第1次一括法) 案]「国と地方の協議の場に関する法律案」「地方自治法の一部を改正する法律案」国会 upper
- ◇平成22年 6月 [地域主権戦略大綱] (閣議決定)
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 (第3次勧告の一部: 528条項)
 - ・基礎自治体への権限移譲 (第1次勧告の一部: 251条項)
 - ・国の出先機関の原則廃止
 - ・ひも付き補助金の一括交付金化
 - ・地方税財源の充実確保 等
- ◇平成22年12月 [アクション・プラン~出先機関の原則廃止に向けて~] (閣議決定)
 - ・直轄国道・直轄河川: 一の都道府県で完結するものは原則移管
 - ・ハローワーク: 希望する自治体で3年程度、ハローワークの業務と自治体の業務を一体的に実施。その過程で移譲に向けた検討を実施
- ◇平成23年 4月 [地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第2次一括法) 案] 国会 upper
- ◇平成23年 5月 [第1次一括法]「国と地方の協議の場に関する法律」「地方自治法の一部を改正する法律」公布
- ◇平成23年 8月 [第2次一括法] 公布
- ◇平成23年11月 [義務付け・枠付けの更なる見直しについて] (閣議決定)
- ◇平成24年 3月 [地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第3次一括法) 案] 国会 upper (平成24年11月衆議院の解散に伴い廃案)
- ◇平成24年10月 ハローワーク特区 (埼玉県・佐賀県) 開始